

令和5年10月11日

◎明神委員長 ただいまより、総務委員会を開会いたします。

(12時57分開会)

<小中学校課>

◎明神委員長 まず、10月5日の委員会で橋本委員から小中学校課に質疑がありました、教職員の不祥事に係る報告事項について、小中学校課から追加で説明をしたい旨の申出がありましたので、これを受けたことにいたします。

◎蛭子小中学校課長 橋本委員からお尋ねのありました、黒潮町立大方中学校の事案における、刑事訴訟法第239条第2項の取扱いについてお答えします。

当該事務職員が、自身の不適切な事務処理をごまかそうとして、自ら購入した校長の印を押したりしたこと、PTA決算報告書の偽造、修学旅行に係る業者資料の偽造などは、刑法第156条虚偽公文書作成、同法第159条私文書偽造、同法第161条偽造私文書等行使の違反に該当する可能性があるものと考えております。そのため、事案発覚当初、黒潮町教育委員会から県教育委員会へ当該事務職員の非違行為についての報告があった際に、刑法違反に該当する可能性があり、刑事訴訟法上の告発義務が生じる可能性があることを、黒潮町教育委員会に対して助言しました。これによって、令和5年6月9日に、黒潮町教育委員会が、中村警察署へ警察相談を行っており、本事案については警察の知るところとなっております。この際、黒潮町教育委員会が告発を行わなければ、県教育委員会が行うこととしていたものです。

こうした状況において、県教育委員会からの重ねての告発について、顧問弁護士に法律相談をしましたところ、官吏、公吏が、犯罪行為を知り得た場合には告発の義務が生じるものであるが、本事案については、黒潮町教育委員会によって、既に警察の知るところになっており、同一事案への、県教育委員会からの重ねての告発が必要とは言えないとの見解をいただいております。

のことから、県教育委員会としての一定の対応はさせていただいたものと考えております。

以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を行います。

以上で、小中学校課を終わります。

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 次に、委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。委員長報告の文案についてはお手元にお配りしておりますのでこの内容

の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

続いて、第5号議案、第8号議案、第10号議案、以上3件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてあります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、学習支援プラットフォーム構築等委託料について、執行部から、学習支援プラットフォーム高知家まなびばこの機能を拡充し、また、その運用保守を行うものである。県版学力調査の結果等のスタディログを、高知家まなびばこに集約し、指導改善や主体的・自主的な学習に活用するとともに、それらのデータを保護者とも共有できるようにするなどのバージョンアップを図る、との説明がありました。

委員から、高知家まなびばこでは、スタディログのほか、生徒自らが心理面の状態を送信する「きもちメーター」の情報なども蓄積され、例えば児童相談所など、多方面で有効に活用できると考えられる。関係団体との連携などを踏まえた情報の取扱いについて議論を進めてはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、今後の課題として関係部署と検討していくとの答弁がありました。

別の委員から、教員が個々の児童・生徒と向き合って、様々な問題について考えることが重要であり、生徒の状態を機器が判断するということに懸念を感じる。教育現場で本当にこのシステムが必要とされているか、十分な検証をしているのかとの質疑がありました。

執行部からは、「高知家まなびばこ」は、本来教員に求められる業務や個別の対処について、デジタル技術によって判断材料を提供するなど、個々の生徒への対応を手助けするためのツールであり、従前のとおり、最後の判断は教員が行うものである。また、昨年度に一部県立学校で実証を行った結果、教員の負担が軽減され、生徒にとっても学習の動機づけになったとの成果が確認されており、全県的に展開すべきと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、生徒の習熟度に合わせて学習内容の個別最適化を図るための機能は付与されているのかとの質疑がありました。

執行部からは、デジタルドリル等には、学習においてつまずいた箇所や苦手分野に応じ

て出題内容を変えるなどの機能が付与されているとの答弁がありました。

委員から、それぞれの生徒に行き届いた学習を提供する上でのサポートとなる素晴らしいものである。各教員においては、デジタル技術の活用によって確保できた時間を、しっかりと生徒に向き合うことに費やしてほしいとの意見がありました。

別の委員から、保護者や生徒とのコミュニケーションの促進を図る上で素晴らしい取組である。一方で、生徒の自主的な学びを促すに当たり、端末機器の持ち帰り学習の促進について、各市町村の教育委員会への働きかけを進めてほしいとの意見がありました。

続いて、報告事項についてあります。

まず、総務部についてあります。

今後の財政収支の見通しについて、執行部から、県債残高は、国の3か年緊急対策や5か年加速化対策の活用により増加しているものの、地方交付税措置率の高い加速化対策分等を除くと横ばいで推移しており、中長期的に近年の水準を維持できる見込みであるとの報告がありました。

委員から、国の加速化対策が終わる令和7年度をピークに県債残高が減る見込みとなっているが、加速化対策分等を除く県債残高が横ばいになっているのはなぜか。また、県債残高が減った場合の新たな投資についてどう考えているかとの質問がありました。

執行部からは、県内の様々な施設の老朽化が進んでいることや、道路整備に要する経費など、不可欠な整備投資をする必要があり、加速化対策分等を除く部分については横ばいになると見込んでいる。そのため、新たな投資については、事業の効率化や平準化の観点も踏まえて判断していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてあります。

教職員の不祥事について、執行部から、虚偽の報告や文書偽造等の不適切な事務処理を繰り返し行った黒潮町立大方中学校の事務職員に対して、本年8月16日付で停職12月の懲戒処分を行った。今後こうした事案が発生することのないよう、事務職員の資質・能力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市町村教育委員会に対して、校内のチェック体制や組織体制の見直しについて要請するとの報告がありました。

委員から、今回の事案は有印公文書偽造や私文書偽造などの犯罪に当たると思うが、刑事訴訟法第239条第2項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と定められていることに関して、県教育委員会としてはどう判断しているかとの質問がありました。

執行部からは、服務監督権者である黒潮町教育委員会が警察に相談をしているが、県教育委員会としてもどのような手続を取るべきか改めて確認するとの答弁がありました。

別の委員から、これまでの勤務において不適切な事務などはなかったのか、職場のサポート体制は十分だったのかとの質問がありました。

執行部からは、採用当初から事務処理において不適切な部分が見られた。勤務先の市町村の総括主任と協力してサポートを行い、また、本人の資質・能力の向上にも努めてきたが、不十分であったと認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、こうした教職員の不祥事の防止対策については、平成30年度第2回高知県総合教育会議において徹底的に議論をしたはずであるが、いまだに不祥事が止まらない。もう一度、知事及び知事部局を含めた総合教育会議において対策を考えるべきであると思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、現在、県教育委員会の中でも、原因や対策などについて協議を進めているところであるが、今後の総合教育会議の場においても、教職員の不祥事の防止について具体的な方法等を協議し、今後の方針について決定後、総務委員会において報告するとの答弁がありました。

次に、令和5年度全国中学校体育大会高知県開催競技等について、執行部から、本年8月18日から25日にかけ、高知市及び安芸市において軟式野球、卓球、バドミントン及び相撲の4競技が開催され、1,800名以上の出場者による熱戦が繰り広げられた。また、県内外の競技役員や生徒役員、延べ3,404名の方々に、大会運営への御協力をいただいたとの報告がありました。

委員から、関係者等に提供する飲み物等については入札によって購入しているが、全国から多数の出場者や関係者が集う機会に本県のPRを行うという観点から、高知県産品に限定して入札を行うなどの議論はなかったのかとの質問がありました。

執行部からは、大会のオフィシャルスポンサーとの関係や、経費的な制約から、今大会に関してはそのような議論は行われていなかったとの答弁がありました。

委員から、今後、こうした大会等で大量の物品を購入し、提供する機会がある場合は、高知県産品を扱うことによりPRを後押しするという観点を取り入れてほしいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 3ページの「高知家まなびばこ」のところなんんですけど、「例えば児童相談所など多方面で有効に活用できると考えられる。関係団体の連携などを踏まえた情報の取扱い」というところです。ここ私の発言なんですけど、「きもちメーター」のところはある種付け足しであって、本旨は、このスタディログの所有権の問題を議論したところで、保護者と

か、あるいは私学に進学した場合どうするのかとか、そのときに答弁では学習塾なんかでの活用もって話がありましたけど、そっちが本旨の話であって、それに加えてというお話なので、本旨の部分がちょっと抜けてるなという感じがするんで。

最後はお任せしますけど、「関係団体との連携などを踏まえた情報の取扱い」という文言は入ってるんでそれでもいいんですけど、これだと兎相のところだけが特別強調されるような感じで、もともとのスタディログの所有権の問題とか、あるいは私学に進んだ場合にどうするのかっていう課題提起のところが表れてないので、そこを御配慮いただけたら、より正確な主旨になるのかなと思います。

◎ どのように直せば。

◎ 例えば、この文章をそのまま生かすんだったら、「多方面で有効に活用できると考えられる。」の後に、「また、私学に進んだ生徒の情報の取扱いや学習での活用、保護者の取扱いなど今後の検討課題である」、それで「関係団体との連携などを」につないでもらった。

◎ そのときに、この個人情報の取扱いについてきちんとした指針とかそういうものがあるのかと。それで、データの取扱いについてしっかりと連携を取って、守るべきを守らんといかんのではないかという趣旨で聞いたと思うんやけど。

◎ 個人情報との取扱いの整合性をはっきりさせないかんというのは多分一緒で、ただ僕はその上で活用をもっとすべきだという考え方で、土台は一緒というか。同意書というか、今ルールがはっきり定められてないのが問題だという課題提起はしたというところですかね。

◎ そういう危惧もあると。

◎ 危惧もあるし、活用したいということもあるし。ちょっと「きもちメーター」だけが出てるんで。

◎ それでは、「多方面で有効に活用できると考えられる。」で、次の「関係団体」との間に、今言ったことを入れると。

◎ そうですね。

◎ 所有権とかはかまんですか。

◎ 入ればいいかもしないですね。所有権がはっきりしないというのが今の課題ですので。例えば入れるんだったら、「私学に進んだ生徒の情報の取扱いや、学習塾での活用なども、所有権の問題がはっきりしていないということも今後の検討課題であるが、関係団体との連携などを踏まえた情報の連携について議論を進めたらどうか」と。

◎ そこは調整してください。

◎ 4ページの5行目について、「十分な検証をしているのかとの質疑がありました。」だけなんですが、もうちょっといろいろ言ったように思うんやけど、何かもう一言、反対

した理由に述べたことが入ったらしいなと思ってるんですけど。先生方の働き方改革につながるような説明やったけど、それはそうはならないということを多分述べたと思うんですよ。どんどんタブレットにいろんなものを付加することについては疑義があるということを言つたつもりなので、発言の中で拾ってもらって、入れてもらえないかなと思いますが。

- ◎ 働き方改革につながる。
- ◎ つながるという執行部の説明があったんよね。
- ◎ 調整して。言ってないことを書きゆうんではないわけやからね。
- ◎ 言った中でちょっと拾ってもらえたら。
- ◎ それから7ページの、「執行部からは、服務監督権者である黒潮町教育委員会が警察に相談をしているが、県教育委員会としてもどのような手続を取るべきか改めて確認する」ということやから、確認した結果を書けばえいがやないか。
- ◎ 確認しましたね。基本的には、地教委が警察に相談をした段階でそれを知るところになったので、県教委としては、これ以上の告発をするという考え方はないという答弁だったと思ってます。それが、一応顧問弁護士と話した結果ということで受け止めました。そこはそういうふうに整理してもらつたらいいと思います。
- ◎ それは今日確認したがやけどそれでかまんがですかね。
- ◎ かまんですね。追加で、この取りまとめの前にきちっといただいたので。
- ◎ ですから、ここは執行部の今日の答弁を載せるってことですよね。
- ◎ 載せてもらえるように、つながつたらいいと思います。
- ◎ そしたら、今のいろいろ出た文言修正は正副委員長に任せていたいたら。
- ◎ お願いします。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元にお配りしてある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

《県外調査の取りまとめ》

◎明神委員長 次に、県外調査の取りまとめの件を議題といたします。

報告書案にある、札幌開成中等教育学校での調査、一般社団法人A-bank北海道での調査、北海道斜里高等学校での調査、北海道大空高等学校での調査、茨城県庁での調査、自動車安全運転センター安全運転中央研修所での調査、総務省での調査について、まとめて協議をお願いします。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

—県外調査のとりまとめについて協議—

◎明神委員長 正場に復します。

協議を終わります。

本日皆さんからいただいた御意見や御提案については、調査出張報告書として取りまとめたいと思います。取りまとめた調査報告書は議会のホームページで公開します。なお、細部の調整については正副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(13時19分閉会)